4　第八条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

次の各号に掲げる行政文書であって、法第五条第五項の規定により国立公文書館等への移管の措置をとるべきことを定めたもの（当該措置をとるべきことを定めた行政文書ファイルにまとめられたものを含む。）に係る同条第一項の保存期間は、第二項第一号の規定にかかわらず、当該各号に定める期間（当該期間を超える期間とすることが行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあっては、当該行政機関の長の定める期間）とする。

一　条約その他の国際約束に関する次に掲げる文書　二十年

イ　閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書

ロ　国会審議文書

ハ　官報公示に関する文書その他の公布に関する文書

ニ　条約書、批准書その他これらに類する文書

二　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等（以下この号及び別表の十一の項において「許認可等」という。）をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書　十年又は同項の下欄に掲げる期間

第九条第二項中「、その必要な限度において」を削り、同項後段を削る。

第十条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる行政文書ファイル等については、当該各号に定める移管の措置とする。

一　宮内庁長官が保有する行政文書ファイル等　第二条第一項第一号の規定により宮内庁長官が指定した施設への移管の措置

二　外務大臣が保有する行政文書ファイル等（外務大臣が内閣総理大臣と協議して定めるところにより、外務大臣が国立公文書館の設置する公文書館に移管することを相当と認める行政文書ファイル等を除く。）　第二条第一項第二号の規定により外務大臣が指定した施設への移管の措置

別表の一の項及び三の項から五の項までの規定中「三十年」を「二十年」に改め、同表の十の項中「平成五年法律第八十八号」を削り、同表の十一の項中「行政手続法第二条第三号の」及び「（以下この項において「許認可等」という。）」を削り、同表の十二の項中「五年」を「処分がされる日に係る特定日以後五年」に改め、同表の三十三の項中「三十年」を「二十年」に改め、同表備考第八号中「第八条第七項」を「第八条第九項」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号中「実地調査に関すること」を「実地調査に係るもの（同法第八条第二項の同意及び同条第四項の規定による求めに関するものを除く。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の公文書等の管理に関する法律施行令（以下「新令」という。）第八条第二項、第四項及び第八項並びに別表の規定は、文書作成取得日（同条第五項に規定する文書作成取得日をいう。以下同じ。）が令和四年四月一日以後である行政文書（公文書等の管理に関する法律（次項において「法」という。）第二条第四項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）について適用する。ただし、行政機関の長は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、新令第八条第二項及び第四項の定めるところにより、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することができる。

3　新令第八条第五項の規定は文書作成取得日が令和三年四月一日以後である行政文書について、同条第七項の規定は同項に規定するファイル作成日が同日以後である法第五条第二項に規定する行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十二号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表四十四の項中「七千円」を「一万四百円」に改め、同表五十二の項の5のイ中「九千三百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「一万千六百円」に改め、同項の5のロ中「八千七百円」を「一万千六百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項の5のハ及びニ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千百円」に改め、同項の5のホ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項の6のイ中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に改め、同項の6のロ中「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同表六十一の項の上欄中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同項の1中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に、「七千円」を「八千二百円」に改め、同項の2中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同項の4及び5中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同表六十六の項の3中「千八百円」を「千六百円」に改め、同表七十三の項の3中「二千百円」を「二千七百円」に改め、同表七十九の項のハ中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表八十一の項中「一万七千円」を「一万五千円」に改め、同表八十七の項の4中「二万千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

総務大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　岸田　文雄

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十三号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第十条第二項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条第一項第一号並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第十三条第二項第三号ロ、第十五条第二項第二号（同条第三項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第